

京都市告示第 375 号

平成19年12月14日に市会本会議で議決された平成19年度京都市補正予算の要領は、次のとおりです。

平成20年2月1日

京都市長 榎 本 頼 兼

平成19年度京都市一般会計補正予算

平成19年度京都市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,406,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ693,256,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第3条 市債の補正は、「第3表市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
9 国庫支出金		93,401,845	1,189,000	94,590,845
	1 国庫負担金	76,980,073	1,109,450	78,089,523
	2 国庫補助金	15,547,627	79,550	15,627,177
10 府支出金		19,699,501	13,000	19,712,501
	2 府補助金	4,965,990	13,000	4,978,990
14 繰越金		1	348,000	348,001
	1 繰越金	1	348,000	348,001
16 市債		79,924,000	856,000	80,780,000
	1 市債	79,924,000	856,000	80,780,000
歳入合計		690,850,000	2,406,000	693,256,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
2 総務費		千円 39,091,310	千円 27,000	千円 39,118,310
	1 総務管理費	31,397,916	27,000	31,424,916
3 文化市民費		22,889,000	428,000	23,317,000
	2 文化費	2,984,917	20,000	3,004,917
	6 文化市民施設整備費	5,476,240	408,000	5,884,240
6 産業観光費		57,012,000	72,000	57,084,000
	1 産業観光総務費	3,218,224	52,000	3,270,224
	7 林業費	469,892	20,000	489,892
8 土木費		56,586,000	1,711,000	58,297,000
	4 道路特別整備費	6,210,000	1,338,000	7,548,000
	8 街路費	7,068,994	50,000	7,118,994
	9 重要幹線街路費	12,432,000	320,000	12,752,000
	10 土地区画整理費	3,657,451	3,000	3,660,451
9 消防費		30,916,000	51,000	30,967,000
	1 消防総務費	22,023,650	3,000	22,026,650
	4 消防施設整備費	6,294,920	48,000	6,342,920
11 災害対策費		12,000	117,000	129,000
	2 土木災害復旧費	0	117,000	117,000
歳 出 合 計		690,850,000	2,406,000	693,256,000

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
元離宮二条城整備事業費	—	0	平成 20 年 度	12,200
右京地域体育館管理経費	—	0	平成 20 年 度 から 平成 22 年 度 まで	85,750
家庭ごみ有料指定袋製造経費	—	0	平成 20 年 度	253,000
阪急京都線（洛西口駅付近）連続立体交差化工事費	—	0	平成 20 年 度 から 平成 27 年 度 まで	16,350,000

第3表 市 債 補 正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	補 正 後 の 額			
一般公共事業費	3,133,000	2,232,000	5,365,000	証券発行 （他の地方 公共団体と の共同発行 を含む。） 又は消費貸 借の方法に よる。	%	起債の日から 据置期間を含 め30年以内 に、元利均等 その他の方法 により償還す る。ただし、 財政の都合そ の他によつて は、繰上償還 をすることが できる。
消防施設整備費	6,143,000	△37,000	6,106,000			
都市整備費	14,320,000	△1,731,000	12,589,000			
公共用地先行取得費	0	392,000	392,000			
計	79,924,000	856,000	80,780,000			

平成19年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算

平成19年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,000千円を補正し、歳入歳出それぞれ898,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(市債の補正)

第2条 市債の補正は、「第2表市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
3 繰入金		千円 713,056	千円 52,000	千円 765,056
	1 一般会計繰入金	713,000	52,000	765,000
6 市債		0	48,000	48,000
	1 市債	0	48,000	48,000
歳入合計		798,000	100,000	898,000

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 市場・と畜場費		千円 798,000	千円 100,000	千円 898,000
	1 中央卸売市場・と畜場費	605,912	52,000	657,912
	4 市場整備費	0	48,000	48,000
歳出合計		798,000	100,000	898,000

第2表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額 千円	補正額 千円	補正後の額 千円			
中央卸売市場第二市場施設整備費	0	48,000	48,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費借の方法による。	8.0以内 %	起債の日から据置期間を含め30年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合によっては、繰上償還をすることができ。

平成 19 年度京都市病院事業特別会計補正予算

(総則)

第 1 条 平成 19 年度京都市病院事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

第 2 条 平成 19 年度京都市病院事業特別会計予算（以下「予算」という。）

第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計)
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第 1 款 市立病院事業資本的 収入	1,055,000	300,000	1,355,000
第 1 項 企 業 債	1,055,000	160,000	1,215,000
第 3 項 国 庫 補 助 金	0	140,000	140,000

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第 1 款 市立病院事業資本的 支出	1,754,000	300,000	2,054,000
第 1 項 建 設 改 良 費	1,181,141	300,000	1,481,141

(企業債の補正)

第 3 条 予算第 5 条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	既決 予定額	補正 予定額	計			
医療用器械 備品等購入 費	千円 1,055,000	千円 160,000	千円 1,215,000	発行価格が額 面金額を下回 るときは、その 発行価格差減 額を埋めるた め必要な金額 をこれに加算 した額	証券発行(他 の地方公共 団体との共 同発行を含 む。)又は消 費貸借の方 法による。	% 8.0以内 起債の日から据置期間 を含め30年以内に、元 利均等その他の方法に より償還する。ただし、 財政の都合その他によ っては、繰上償還をす ることができる。
計	1,055,000	160,000	1,215,000			

(重要な資産の取得の補正)

第4条 予算第9条に定めた重要な資産の取得に次の項目を追加する。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	放射線治療装置 (リニアック)	一 式

(理財局財務部主計課)